

由比ガ浜地下駐車場及び片瀬海岸地下駐車場の指定管理者募集に関する質問回答について

令和5年5月26日公表分

番号	項目	質問	回答
1	1. 参加要件について	(1) 2つの企業によるJVでの参加は可能でしょうか(親子会社という関係ではない)。	由比ガ浜地下駐車場及び片瀬海岸地下駐車場の指定管理者の申請においては、指定管理者募集要項P22申請資格等に記載のとおり、法人その他の団体又はそれらのグループができるものとしており、JVでの申請は可能です。
		(2) (1)が可能な場合、片方が県内事業所を設けていれば、参加要件を満たすことになりますか。それとも、双方ともに県内事務所が必要でしょうか。	由比ガ浜地下駐車場及び片瀬海岸地下駐車場の指定管理者の申請資格について、JVで申請する場合は、構成員のいずれかの者が、神奈川県内に事務所を有している必要があります。
2	2. 設備機器について	(1) 現管理者持ち込みの物品は、一覧表として、開示いただくことは可能でしょうか。	<p>現指定管理者の持ち込み物品については、現指定管理者のノウハウが含まれますので、開示することはできません。</p> <p>各申請者において、必要に応じてご検討いただき、提案してください。</p>

番号	項目	質問	回答
2	2. 設備機器について	<p>(2) 県所有設備機器について、管理者側で交換が必要なものはありますでしょうか。</p>	<p>由比ガ浜地下駐車場及び片瀬海岸地下駐車場において、交換が必要な設備機器については、指定管理者募集要項の参考資料等の P 55、P 164 に記載のとおり、除塩フィルターの交換が必要です。</p> <p>また、指定管理者募集要項 P 20、P 21 12 県と指定管理者のリスク分担において、施設・物品の経年劣化、損傷、滅失等で、指定管理者の負担としているものは、表に記載のとおりです。</p>
3	3. 利用料金等について	<p>(1) 既に設定料金が条例規定利用料金の上限額に達しており、夏場の料金は周辺駐車場の料金に比べて割安な水準と思料します。</p> <p>条例の改正の可否、可の場合、改正する場合におけるスケジュール感をご教示ください。</p>	<p>神奈川県道路附属物自動車駐車場条例第 13 条第 2 項で規定する自動車駐車場の利用料金の上限額については、周辺駐車場の利用料金を勘案して設定しており、妥当と考えておりますので、現在のところ、条例改正する予定はありません。</p>

番号	項目	質問	回答
3	3. 利用料金等について	<p>(2) 由比ガ浜パークアンドライドについて、自動販売機では何を販売されていたのでしょうか。今後、販売再開はいつ頃を目途とされていますか。</p>	<p>由比ガ浜パークアンドライドにおいて、自動販売機では、駐車料金を含む電車やバス等が利用できるチケットを、令和2年4月8日まで販売していました。</p> <p>また、当該チケットの販売再開については、由比ガ浜パークアンドライドの再開を令和5年度中の予定としており、同時期に行うものとしています。</p> <p>なお、当該チケットの販売にあたり、指定管理業務の運営上、必ずしも自動販売機を利用することは求めていませんが、販売方法等については、指定管理者の指定後、当該パークアンドライドの関係機関と協議していただく必要があります。</p>
4	4. 契約内容について	<p>コロナによる駐車場閉鎖時は納付金の減額がされたとのことですが、万一感染者数のぶり返し等により海水浴場が閉鎖されるなどした場合は同様の減額措置がなされますか。</p>	<p>指定管理者募集要項P20 12 県と指定管理者のリスク分担に記載のとおり、表に定めのないリスクが生じた場合のリスク分担については、県と指定管理者が協議の上、適切に対応してまいります。</p>